

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部駒場博物館規則

平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、駒場博物館の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 駒場博物館は、総合文化研究科・教養学部における総合教育の一環として、学術、研究及び教育の成果を普及することを目的とする。

(構成)

第3条 駒場博物館は、美術博物館及び自然科学博物館で構成する。

(美術博物館)

第4条 美術博物館は、次の各号に掲げる研究教育及び事業を行う。

- (1) 旧制第一高等学校及び旧制東京高等学校以来所有し又はその後に取得した美術、工芸、歴史、考古、民族及び教育等に関する資料（以下この条において「学術資料」という。）を整理及び保存すること。
- (2) 学術資料を展示公開すること。
- (3) 学術資料の有効利用と展示公開に関する調査を行い、その成果を普及すること。

2 前項に掲げるもののほか、学術発信・社会連携活動を推進するために必要な事業を行う。

(自然科学博物館)

第5条 自然科学博物館は、次の各号に掲げる研究教育及び事業を行う。

- (1) 旧制第一高等学校以来所有し又はその後に取得した自然科学、工学及び図学等に関する標本並びに資料（以下この条において「学術資料」という。）を整理及び保存すること。
- (2) 学術資料を展示公開すること。
- (3) 学術資料の有効利用と展示公開に関する調査を行い、その成果を普及すること。

2 前項に掲げるもののほか、学術発信・社会連携活動を推進するために必要な事業を行う。

(運営委員会)

第6条 美術博物館及び自然科学博物館に、各博物館の管理運営に関する事項を審議するため、それぞれ運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(館長及び副館長)

第7条 駒場博物館に館長を置く。

- 2 館長は、博物館の管理運営を総括する。
- 3 駒場博物館に副館長を置くことができる。
- 4 館長及び副館長の選出並びに任期等に関する事項は、美術博物館及び自然科学博物館の各運営委員会の議を経て、別に定める。

(管理スタッフ)

第8条 駒場博物館に展示会の設営、展示室の管理、標本・資料の整備及び保管等の業務を行うため、教職員若干名を置く。

(実施細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。